

- ① 事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有
- ② 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ③ 物流改正法ご質問への回答
- ④ 中国四国農政局からのご説明
「農林水産物・食品分野における物流生産性向上の
取組について」
- ⑤ 参考資料

物流2法改正による具体的な規制内容・影響

利用運送事業者の皆様から

- 荷主への影響度と改正の指導、助言、調査、公表はどの程度その会社に影響するのか。
- トラック新法「適正原価を下回らない」運賃設定の今後の定義など、わかれば教えていただきたい。
- **受け側は発荷主の配送業者との契約内容がわからない為、乗務員に取り卸し等の荷役を依頼しています。Gメンから指摘があった場合は発荷主の契約を改定してもらえばよろしいでしょうか。**

利用運送事業者 兼 発荷主の皆様から

- 物流2法改正による具体的な規制内容・影響について、分かりやすく教えて欲しい。

利用運送事業者 兼 発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 荷主としての物流総合効率化法における、定期報告の記載内容について

発荷主の皆様から

- 発注書面交付について、トラック法と取適法の必要事項が違い、混乱する。同じ内容にしてほしい。

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 物流効率化法対応の各社の準備状況等について知りたい。

その他の皆様から

- この度の改正では空港、港湾といった大規模ターミナルが対象から外れていることは存じています。しかし以前（改正前だったと思います）に、次の段階ではそれらも視野に入れると説明がありました。ただこのような施設等の、とくに複数の会社が絡む中でどのように待機料等を請求すればよいか分かりません。船主やターミナルへの働きかけ・ガイドラインの策定など予定をお聞かせください。

事前にいただいたご意見・ご質問等

取適法・振興法（旧下請け2法）について

運送事業者 兼 元請トラック運送事業者 兼 利用運送事業者の皆様から

- ・ 現行の運賃が付帯作業込みの運賃となっていた為、取適法施工に合わせて運賃と付帯作業に分けたところ、中小受託者より現行運賃にプラスして付帯作業料金がもらえるのでは？と問い合わせを受けた。当社としては、現行も無償で付帯作業を依頼していたわけではない為、先方の認識は誤っていると思うが納得しない。どのような対応が望ましいか？また、待機時間の最小単位や単価は特段取り決めはないと思われるが、他社は15分●●円だからという理由で、当社にも同じように要求してくる。取適法施工したは良いが、価格設定について明確な回答がなく対応に困っている。

運送事業者 兼 元請トラック運送事業者 兼 利用運送事業者 兼 発荷主 兼 倉庫事業者の皆様から

- ・ 荷主に対し、**付帯作業料金：待機、手積み、手卸（1時間かかる）**ため、平均賃金である**1300円**を要求したところ**拒否、下請け業者へも事情を説明し、今年の付帯作業料金を0円でたのみ、承諾されましたが違法になりますでしょうか。**

元請トラック運送事業者の皆様から

- ・ 取適法において着荷主に対する説明・指導・監督責任はどう考えるべきか？

利用運送事業者の皆様から

- ・ 従業員数300人以下は下請けになる基準の根拠が知りたい。

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- ・ 法規制の最新動向を把握することには強い関心があります。

その他の皆様から

- ・ ここでの話しではないかもしれませんが、軽貨物事業者が委託事業者から、ペナルティ料・リース契約車両の法外な整備費請求（ディーラー整備で、金額の事前打診なし）、契約書の不交付といったことがまだ続いております。先日、フリーランス法違反の疑いで調査が入った会社に係る報道がありましたが、泣き寝入りになる類似事例は多いように思います。軽貨物は利用運送制度が存在しませんが、一般貨物でも紹介業者が介在することがありますし、不適正と思える取引の通報もトラックGメンポータルサイトで良いのでしょうか？（物流2法関係のみという認識があります）

商慣行の見直しについて

発荷主の皆様から

- 物流（納品・配達等の）最上流にある、お客様からの既存発注手順について、是非、御対策室の監督目つ管理下にあるのか、ご教示をください。当社では、本日現在、未だ50%の“FAX”を通した受注を、日次、対応しております。（その他EDIにて）当社ビル業界に所在しております。当業界は商慣行は古く、昭和体制からの成長が滞っている事実です。ついては、お客様からの受注を、以後商慣行EDI化へ革新すべく、当社では強く前を向き、希望を持っております。
- 大型のショッピングモールや複合施設のテナント店への納品において、納品口ではなくテナント店まで納品している商慣習があります。また、納品までのルートで一般客と同じルートを通るケースもあることから見直しをしたいと考えます。しかし、1法人での対応としては商売上の関係もあるため、時間を要することからご支援いただきたい。
- **車上渡しでの納入を条件としていますが、「今までの人は、降ろしてくれていたのに…」と云われると乗務員が断り辛いようです。着荷主に対する教育の機会はあるのでしょうか？**

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 現在有効の契約書が古く、業務範囲の詳細までの決まりの記載がないパターンが多く、詳細を取り交わしたいが必要印紙の出費や業務量を理由に後回しになってしまっている。
- **納入先で付帯作業を要請されることがあります。納入先に車上渡しを申し入れたいのですが、国交省で作成されたリーフレット等がありますか？また今後作成の予定はございますか？**

事前にいただいたご意見・ご質問等

荷主・消費者の行動変容

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 建設業です。今まで契約時に書面交付をしていませんでした。今後、依頼する都度交付するとなると現場の負担が大きいので、他の建設業者はどのような運用をされているのか、また今後どのような運用をしようとしているのか、知りたいです。

倉庫事業者の皆様から

- 締め時間を守らず当日出庫依頼が全く減りません。また運送会社もその依頼を受けているようです。荷主企業の意識改革がどれだけ進んでいるか知りたいです（業界によって違うと思いますが）。運送会社だけが優遇されて、それまで運送会社がやっていた付帯作業などが倉庫側に振られて来そうで懸念してます。根本から見直して欲しいと思います。

バス予約システムの導入について

着荷主の皆様から

- バス予約システムの具体的な導入例を知りたいです。

モーダルシフトについて

運送事業者の皆様から

- モーダルシフトの普及具合と今後トラック運送事業者の仕事が無くなる可能性について。

パレットの導入について

発荷主の皆様から

- 他社の取り組み事例を知りたい
- パレット化を進めつつ着荷主と協力して積載効率を改善した取り組み事例を知りたい。

利用運送事業者について

利用運送事業者の皆様から

- 貨物利用運送事業者による書面交付及び実運送体制管理簿作成の際に必要な、委託先への元請連絡事項の通知について、
 - ① 一次委託先との運送契約締結の際の書面交付（相互交付）に、元請連絡事項が記載されていれば、兼用は可能でしょうか。それとも、交付する書面と元請連絡事項の通知書面は別々に用意する必要がありますでしょうか。
 - ② 元請事業者による、一次委託先への元請連絡事項の通知事項に「請負階層」がありませんが、一次委託先への通知の場合、請負階層は通知しなくてもよいということでしょうか。そのことが原因で、委託先が他の運送事業者への通知で請負階層を記載せず、元請け事業者が働きかけや要請の対象になったり、実運送の請負階層の把握ができない事態になったりしないでしょうか。二以上の段階にわたる委託を制限することが前提と言っても、運送事業者によっては委託せざるを得ないことがあるかもしれません。
 - ③ 書面交付について、法第24条第2項では、法第12条のような「相互に交付」とはなっていません。その理由を教えてください。運送事業者間は一方向的な交付でよいとすると、仕事を都合してほしい事業者にとっては、対価に関係なく受託せざるを得ない状況にならないでしょうか。
- こういった質問に対する回答について、セミナー内での口頭による回答ではなく、文書として公表していただけないでしょうか。回答者によっては、早口だったり、何を言っているか要領を得ない等、結局あいまいなまま次の質問回答に行ってしまう方がいます。また、言葉が足りず、その回答内容についてこちらが考えている間に次の質問に行くので、その質問回答を聞き逃してしまいます。ぜひ、文書化をお願いします。

事前にいただいたご意見・ご質問等

トラックGメンの具体的な活動内容

着荷主の皆様から

- トラックGメンの直近の具体的な活動内容と動向を知りたいです。
〇〇会社に〇〇内容で調査に入り、〇〇な指導をおこなったなど。

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- トラックGメンの役割は、サプライチェーン運営に直接影響すると感じています。企業側としても適正な運送取引を行うため、当局の方針や監視のポイントを把握しておく必要があると考えています。

適正運賃收受（運賃交渉）

利用運送事業者の皆様から

- 標準的運賃の8割にも満たない金額で運賃交渉しても、周囲の運送会社がそれ以下の運賃で請負っている。下を潜る業者を取り締まれないのか知りたい。

トラック運送事業の原価計算

発荷主の皆様から

- トラック運送に関する「原価」の考え方とその算出方法が知りたいです。

その他（改正労働安全衛生法）

発荷主の皆様から

- 改正労働安全衛生法が本年4月から対象が自社労働者から、作業場に入出入りする全ての業務従事者にかかります。ドライバー荷役付帯作業は該当するものと思われ、その詳細が分れば教えてください。

- ① 事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有
- ② **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ③ 物流改正法ご質問への回答
- ④ 中国四国農政局からのご説明
「農林水産物・食品分野における物流生産性向上の
取組について」
- ⑤ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和8年1月21日～令和8年2月17日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155260902&Mode=0</p>	R8.1.22	国土交通省	
<p>価格交渉促進月間(2025年9月)フォローアップ調査の結果(発注者リスト)を公表します！ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html</p>	R8.1.23	中小企業庁	
<p>引越時期の分散に御協力をお願いします！ ～3月の引越件数は通常月の約2倍！混雑時期を外してスムーズな引越を～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000349.html</p>	R8.1.28	国土交通省	
<p>事業用自動車総合安全プラン2030（案）に対する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155260904&Mode=0</p>	R8.1.31	国土交通省	
<p>よろず支援拠点「生産性向上支援センター」設置の事前予告及び「生産性向上支援サポーター」の公募について https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260202001/20260202001.html</p>	R8.2.2	経済産業省 中小企業庁	
<p>港湾運送事業における適正取引推進ガイドラインを策定しました ～適正な運賃・料金の設定・收受、不適正な取引の是正に向けて～ https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000220.html</p>	R8.2.3	国土交通省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和8年1月21日～令和8年2月17日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>「荷主・物流事業者向け 物流セミナー2026」～物流における企業間連携に向けて～を開催します！ https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/press/pdf/jikou2026020903.pdf</p>	R8.2.9	国土交通省 (中部運輸局)	
<p>日本郵便株式会社の貨物軽自動車運送事業に係る行政処分の通知を行った総営業所数等について https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000739.html</p>	R8.2.10	国土交通省	
<p>第38回人事院総裁賞受賞者が決定されました！ https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo03_hh_000411.html</p>	R8.2.10	国土交通省	
<p>第8回日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を授与しました～「共同輸送データベースの普及による持続可能な物流～フィジカルインターネットの実現」が受賞～ https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo17_hh_000206.html</p>	R8.2.10	国土交通省	
<p>「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155260907&Mode=0</p>	R8.2.12	国土交通省	

2026年春、引越をご検討のお客様!

別添1

分散引越にご協力をお願いします!

例年、3月から4月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月下旬から4月上旬に集中することが例年のパターンから予想されます。混み合う時期は「希望日にある事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越しをご検討下さいませようご理解・ご協力をお願い致します。



3月 2026年引越混雑予想カレンダー 4月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4			
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28	29	30		

※引越の混雑予想はあくまで目安です

特に混雑が予想されます (Red) 混雑が予想されます (Yellow) やや混雑が予想されます (Light Yellow)

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



引越は「引越安心マーク」の事業者へ

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。

くわしくは、[引越安心マーク](#) で検索

「引越安心マーク」の引越事業者を選ぶ 4つの安心

- 1 引越の約束事である「標準引越運送約款」を守ります。
- 2 苦情等への対応窓口である「お客様対応責任者」を設けています。
- 3 引越管理者講習の修了者を全ての事業所に配置しています。
- 4 引越に係る法律(消費者契約法や個人情報保護法など)を守ります。

認定事業者はQRコードで検索!!

郵便番号・住所や地図からも探せるよ



ステッカーを貼ってるよ!!

トラックを見かけたら探してみてね!

引越安心マークの制度についてはこちら



引越事業者を選ぶなら



人手不足の
中小企業・小規模事業者の
皆さまへ

**よろず
支援拠点
生産性向上
支援センター**

こんな悩みを
ひとりで抱えて
いませんか？

- 「残業が減らず、人が定着しない…」
- 「本当は見直したいが、手作業が当たり前になっている…」
- 「忙しさに追われ、改善に手を付けられない…」

生産性向上支援センターは、中小企業等の皆さまに寄り添い、
「今の現場に合った」次の一歩と一緒に考えます。

ポイント 1 生産性向上の「プロ」が支援

生産性向上に関する知識・経験豊富な「プロ」が「今の現場に合った」次の一歩と一緒に考えます。

ポイント 2 無料・複数回の現場訪問

「相談にいく時間がない、そんな場合でも、ご安心ください。サポーターが何でも、無料で、現場へ伺います。

ポイント 3 補助金活用にもメリット

センターの支援を受けることで、省力化投資補助金（一般型）の採択審査において加点が受けられます。（予定）

質問・相談・予約は、

お近くの「よろず支援拠点 生産性向上支援センター」まで、お気軽にお問い合わせください。



お近くの拠点を

調べる



センターで働きたい方はこちら
サポーター公募情報

<https://yorozu.smrj.go.jp/recruit/>



※「費控減」の支援は、合計10回程度を想定しています。※省力化投資補助金（一般型）の採択審査における加点措置については、2026年夏以降以降の公募から実施予定です。
※よろず支援拠点一覧の各都道府県センターの情報は2026年春に更新されます。
※本事業は、令和8年度当初予算に基づくものであり、本事業の実施は当該予算の可決・成立が前提となっています。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。（2026年2月時点）

拠点名	公募情報リンク	締切	設置機関
01.北海道よろず支援拠点	2月9日様公開予定		公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
02.青森県よろず支援拠点	生産性向上支援サポーターを募集します		公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
03.岩手県よろず支援拠点	岩手県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」の公募を開始しました。	2026/2/20	公益財団法人 いわて産業振興センター
04.宮城県よろず支援拠点	宮城県よろず支援拠点 生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」募集します	2026/2/27	宮城県商工会連合会
05.秋田県よろず支援拠点			
06.山形県よろず支援拠点			公益財団法人 やまがた産業支援機構
07.福島県よろず支援拠点	福島県よろず支援拠点 生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」を公募します	2026/2/25	公益財団法人 福島県産業振興センター
08.茨城県よろず支援拠点	福島県よろず支援拠点 生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」を公募します	2026/2/25	公益財団法人 福島県産業振興センター
09.栃木県よろず支援拠点	生産性向上支援センター「サポーター 募集のお知らせ（栃木県よろず支援拠点）」	2026/2/20	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構
10.群馬県よろず支援拠点	「群馬県」よろず支援拠点生産性向上支援センター」 生産性向上支援サポーターの募集	2026/2/26	公益財団法人 群馬県産業支援機構
11.埼玉県よろず支援拠点	「埼玉県」 埼玉よろず支援拠点コーディネーター・生産性向上支援サポーターの募集について	2026/2/16	公益財団法人 埼玉県産業振興公社
12.千葉県よろず支援拠点	「生産性向上支援連絡協議会サポーター（業務委託）」の公募について	2026/2/13	（公財）千葉県産業振興センター
13.東京都よろず支援拠点	「生産性向上支援サポーター（業務委託）」の公募について	2026/2/13	（公財）千葉県産業振興センター
14.神奈川県よろず支援拠点	東京都よろず支援拠点「生産性向上支援サポーター」の公募を行います	2026/2/20	一般社団法人東京都信用金庫協会
15.新潟県よろず支援拠点	生産性向上支援サポーター募集 1にいがた産業創造機構	2026/2/12	（公財）にいがた産業創造機構
16.山梨県よろず支援拠点	山梨県山梨県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」の公募について	2026/2/28	公益財団法人 やまなし産業支援機構
17.長野県よろず支援拠点	山梨県 山梨県山梨県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」の公募について	2026/2/20	公益財団法人 長野県産業振興機構
18.静岡県よろず支援拠点	「生産性向上支援サポーター」の公募を行います	2026/2/16	静岡商工会議所
19.愛知県よろず支援拠点	愛知県よろず支援拠点生産性向上支援サポーターを募集します	2026/2/10	公益財団法人 あいち産業振興機構
20.岐阜県よろず支援拠点	令和8年4月採用 岐阜県よろず支援拠点生産性向上支援センター	2026/2/24	（公財）岐阜県産業経済振興センター
21.三重県よろず支援拠点	三重県よろず支援拠点 生産性向上支援センター 生産性向上支援サポーターの募集について	2026/2/17	公益財団法人 三重県産業支援センター
22.富山県よろず支援拠点	生産性向上支援サポーター募集	2026/2/12	公益財団法人富山県新世紀産業機構
23.石川県よろず支援拠点	石川県よろず支援拠点 コーディネーター及び生産性向上支援サポーターの募集（締切：2026.3.6）	2026/3/6	公益財団法人 石川県産業創造支援機構
24.福井県よろず支援拠点	「生産性向上支援サポーター」の公募について - 福井県よろず支援拠点	2026/2/6	公益財団法人 ふくい産業支援センター
25.滋賀県よろず支援拠点	和歌山県「和歌山県よろず支援拠点生産性向上支援センター」募集（生産性向上支援サポーター）募集	2026/2/20	公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
26.京都府よろず支援拠点	生産性向上支援サポーター募集	2026/2/20	公益財団法人京都産業21
27.大阪府よろず支援拠点	「生産性向上支援サポーター」の募集について	2026/2/13	公益財団法人 大阪産業局
28.兵庫県よろず支援拠点			
29.奈良県よろず支援拠点	「よろず支援拠点」生産性向上支援サポーターを募集します	2026/2/2	（公財）奈良県地域産業振興センター
30.和歌山県よろず支援拠点	生産性向上支援サポーター（週2回程度）募集 生産性向上支援サポーター（不定期勤務）募集	2026/2/6 2026/2/6	公益財団法人 わかやま産業振興財団 公益財団法人 わかやま産業振興財団
31.鳥取県よろず支援拠点	2月5日午後公開予定		鳥取県商工会連合会
32.島根県よろず支援拠点	島根県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」募集開始について	2026/2/24	公益財団法人しまね産業振興財団
33.岡山県よろず支援拠点			公益財団法人 岡山県産業振興財団
34.広島県よろず支援拠点	広島県よろず支援拠点 生産性向上支援サポーターの公募について	2026/2/20	公益財団法人 ひろしま産業振興機構
35.山口県よろず支援拠点	山口県よろず支援拠点生産性向上支援センター 生産性向上支援サポーターの募集	2026/2/20	公益財団法人 やまぐち産業振興財団
36.徳島県よろず支援拠点			
37.香川県よろず支援拠点			
38.愛媛県よろず支援拠点	生産性向上支援センターに係る生産性向上支援サポーターの募集について	2026/2/16	公益財団法人えひめ産業振興財団
39.高知県よろず支援拠点			
40.福岡県よろず支援拠点	生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」公募要項	2026/2/27	公益財団法人福岡県中小企業振興センター
41.佐賀県よろず支援拠点	福岡県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」を募集します	2026/2/20	（公財）佐賀県産業振興機構
42.長崎県よろず支援拠点	「長崎県」長崎県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」の公募について	2026/2/5	長崎県商工会連合会
43.熊本県よろず支援拠点	2月10日午後公開予定	2026/2/27	公益財団法人くまもと産業支援財団
44.大分県よろず支援拠点	大分県よろず支援拠点 生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」の公募について	2026/2/20	公益財団法人 大分県産業創造機構
45.宮崎県よろず支援拠点			
46.鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」募集について	2026/2/13	公益財団法人かこしま産業支援センター
47.沖縄県よろず支援拠点	生産性向上支援センター サポーター／よろず支援拠点事業	2026/2/25	公益財団法人 沖縄県産業振興公社

<お問合せ先>

中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋
TEL 052-952-8037

「荷主・物流事業者向け 物流セミナー2026」

～物流における企業間連携に向けて～ を開催します！

物流業界においては、慢性的な労働力不足に加え、ドライバーに対する時間外労働の上限規制の適用などにより、物流の停滞が懸念されており、担い手の確保、取引環境の適正化、物流の効率化が喫緊の課題となっています。

こうした物流課題に対し、物流改正法、トラック適正化二法、取適法（改正下請法）の施行が進むとともに、トラック・物流Gメンによる荷主等への監視が強化されています。

本セミナーは、荷主企業、物流事業者等が連携し、様々な物流課題の解決に向け、これからの物流の「在り方」を関係者が一丸となって考える契機となることを期待して以下のとおり開催します。

【開催概要】

- ▶ 日時：令和8年3月9日（月）13時30分～16時30分（開場：13時00分）
- ▶ 場所：愛知県トラック総合会館 6階大会議室（名古屋市瑞穂区新開町12番6号）
- ▶ 開催形式：会場参加およびオンライン（Zoomウェビナー）併用
- ▶ 定員：会場 150名
- ▶ 参加費：無料
- ▶ プログラム：第1部 基調講演

～荷主・物流事業者における企業間連携の構築に向けて～

朝日大学大学院経営学研究科 教授 土井 義夫 氏

第2部 行政機関の取組、事例紹介

【行政機関の取組】

中部運輸局自動車交通部貨物課

中部経済産業局産業部流通・サービス産業課

公正取引委員会事務総局中部事務所

【事例紹介】

株式会社J-オイルミルズ SCM統括部

栄屋乳業株式会社 管理本部経営管理課

※セミナーの詳細については別紙チラシをご覧ください。

※取材を希望される方は、3月4日（水）までに上記<お問合せ先>へご連絡ください。

荷主・物流事業者向け
物流セミナー2026

～物流における企業間連携に向けて～

「物流」は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラである一方、物流分野における人手不足、長時間労働等の厳しい労働環境、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等、物流にまつわる課題は多く解決に至っていない状況です。

このような中、我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）等が連携して商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容に向けて互いに協力し対応していくことが求められており、物流改正法、トラック適正化二法、取適法の施行が進んでいます。また、トラック・物流Gメンによる荷主等への監視もさらに強化されています。

本セミナーでは、様々な物流課題の解決の一助となるよう荷主・物流関係者に向けて企業間連携の重要性、物流関係の法令改正及び物流効率化等の取組事例の紹介を行います。

日時 令和8年 3月9日(月) 13:30～16:30

会場 愛知県トラック総合会館 6階大会議室

名古屋市瑞穂区新開町12番6号

名鉄「堀田駅」下車 徒歩7分、名古屋地下鉄「堀田駅」下車 徒歩12分
※会場駐車場には限りがございますので、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。
また、お車でお越しの際は、できるだけ乗り合わせてお越しください。

対面(会場参加)及び
オンライン(Zoom)

参加無料
会場定員
150名
(先着順)

第1部 基調講演

荷主・物流事業者における企業間連携の構築に向けて

講師 朝日大学大学院 経営学研究科 教授 土井 義夫 氏

朝日大学大学院経営学研究科教授、専門は物流論。著書に「トラック運送事業の現状と未来」(成文堂)などがある。JILS中部支部運営委員会委員長や岐阜県の物流関連委員会委員長などの公益委員として政策提言に取り組み、地域との協働を進めるため産学連携を推進し、持続可能で効率的な物流の構築を目指す。現場実態の分析に基づく研究を精力的に展開している。



第2部 行政機関の取組、事例紹介

▶行政機関の取組

行政機関

物流改正法、トラック適正化二法、トラック・物流Gメンについて

中部運輸局自動車交通部貨物課 課長 神戸 英至 氏

改正物流効率化法に基づく荷主の対応について

中部経済産業局産業部流通・サービス産業課

物流対策係長 平井 佑弥 氏

中小委託取引適正化法(取適法)について

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官 加瀬川 晃啓 氏

▶事例紹介

荷主

事例Ⅰ 社内外連携による物効法対応と物流持続性向上の取組み

株式会社J-オイルミルズ
SCM統括部 執行役員 畑谷 一美 氏

事例Ⅱ パレット輸送への取り組み例と効果

栄屋乳業株式会社
管理本部経営管理課 統括責任者 佐野 謙司 氏

問い合わせ先

中部運輸局自動車交通部貨物課

Tel:052-952-8037

お申し込みはこちらから
申込締切:3月4日(水)

開催方法:対面とオンラインの併用
前日までに資料をメールでお送りします。
go.jpからのメールの受信できるように設定してください。

報道・広報

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 第38回人事院総裁賞受賞者が決定されました！

第38回人事院総裁賞受賞者が決定されました！

令和8年2月10日

このたび、「中国運輸局トラック・物流Gメン」が、その活動実績を評価され、第38回人事院総裁賞の被顕彰者として決定されました。

1 人事院総裁賞とは

国民全体の奉仕者として、新しい価値の創出、迅速な課題対応、持続的な制度運営などの取組により、行政サービスや国民生活の向上に顕著な功績を挙げ、国民の期待に応えた国家公務員（個人又は職域）を表彰するものです（昭和63年創設）。

授与式は以下のとおり行われました（人事院主催）。

日時：令和8年2月10日（火）11:30～

場所：明治記念館（東京都港区元赤坂）

受賞者代表は、後日、天皇皇后両陛下の御接見を賜る予定です。

2 中国運輸局トラック・物流Gメン

いわゆる2024年問題(※)で輸送能力不足が懸念される中、プッシュ型情報収集や荷主への是正指導を実施。予告なし訪問や毎月のオンライン説明会で理解促進を図る取組は全国に波及。訪問は約5,000箇所、説明会参加は累計1万人。荷主とトラック事業者の相互理解の深化により、トラック労働者の労働環境改善や持続可能な物流の実現に向けて大きく貢献。

※ 2024年4月からトラック労働者に時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されることにより、労働時間短縮に伴う輸送能力不足や物流停滞が生じるとされる問題

中国運輸局トラック・物流Gメンの取組みと成果

現場Gメンの業務手法（荷主等パトロール、オンライン説明会）の成果

トラック・物流Gメン業務手法(荷主等パトロール・オンライン説明会)考案・実践

トラック・物流Gメンの積極的取組みにマスコミも注目



荷主等パトロール



Gメン創設後現在まで、管轄内外に立ち寄り、他の地方運輸局にも手法を伝授。今では全国的なGメンの業務手法として確立し、訪問先も約5,000か所に。



地方運輸局合同パトロール

関東・近畿・中部・九州の大都市で複数運輸局による合同パトロール実施を主導。

◎加者の皆さんから事前にいただいた問題意識等②

トラック現場の2024年問題に対する問題意識、解決に必要な対応として取られるものは、

元請事業者の皆さんから

- ・長時間労働の解消と通勤の最適化
- ・人員確保、顧客の協力・理解
- ・実況通報者に対して「標準的運賃」支払いの徹底が第一で絶対に必要だと思います。

その他の皆さんから

(システム関係事業者の皆さんから)

- ・運賃の早、荷役品の受取によるコストの見直し、DX、倉庫の増設の調整、両主と物流会社での対話、両主と通関業者と連携して改善案を実行していくこと（予約受付システムの導入等）
- (野郎船の皆さんから)
- ・特別が等として2024年問題（労務改正・標準化見直し）が取り上げられているが、一応労務改正に付随して労務改善が、増加していることお察し理解していただけたらいい。
- ・「2024年問題」を契機とし、この際、「労務問題の再構築の機会」など、トラックドライバーを真正に尊重する議論を促すことが、2025年以降も、その解決策を模索していくべきこと（労務改正の観点から）。

オンライン説明会の継続開催

Gメン創設直後のR5.8から毎月開催。累計約10,000名が全国から参加。今では国交省主催のオンライン説明会に。

【報道実績】

- テレビ朝日「報道ステーション」 (令和5年12月14日放映)
- 日本経済新聞「迫真」 (令和6年3月29日掲載)
- NHK「おはよう日本」 (令和6年10月9日放映)
- 週間ダイヤモンド「物流大戦」 (令和6年10月26日掲載)
- NHK「クローズアップ現代」 (令和7年4月7日放映)
- テレビ東京「ガイアの夜明け」 (令和8年1月30日放映(関東地区))

※太字はテレビ番組

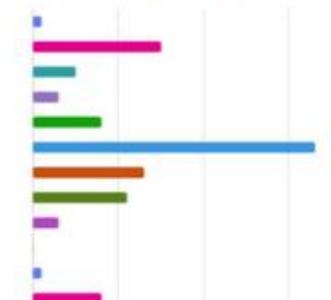


これらのほか、地元民放テレビ局、物流専門紙からも取材・報道実績あり。

「トラック・荷主事業者の関係再構築」にかかる実質的効果

トラック事業者・荷主が参加し、問題意識を共有、意見を交換

- トラックドライバー 1
- トラック運送事業者 15
- トラック運送事業者（元請事業者） 5
- 貨物利用運送事業者（トラック事業者） 2
- 貨物利用運送事業者（利用運送事業者） 0
- 免許五業者 23
- 倉庫五業者 13
- 倉庫業者 11
- 海運運送事業者 3
- 航空運送事業者 0
- 鉄道事業者 1
- その他 0



相互理解深度化（オンライン説明会アンケートより）

- 発荷主が多く参加され、運送会社の実態に同調する意見が多い事に、理解が深まっていると認識できた。（トラック事業者）。
- 発荷・物流・着荷側 3社での取り組みを進めていく必要性があり 社内提言を進めるにあたって参考となった（着荷主事業者）

運賃値上げ実現の情報（事後アンケート、事業者ヒアリングより）

- 荷卸し時間指定の交渉から実施し着荷主に理解してもらえた事で運賃交渉だけでなく今後何が問題になるのかを共有出来た（元請トラック事業者）。
- 23年度から値上げ要請には基本予算取りした上で漏れなく対応した。（発・着荷主事業者）。

(R8.1.23(金)第30回オンライン説明会事前アンケート結果（回答者種別）より）

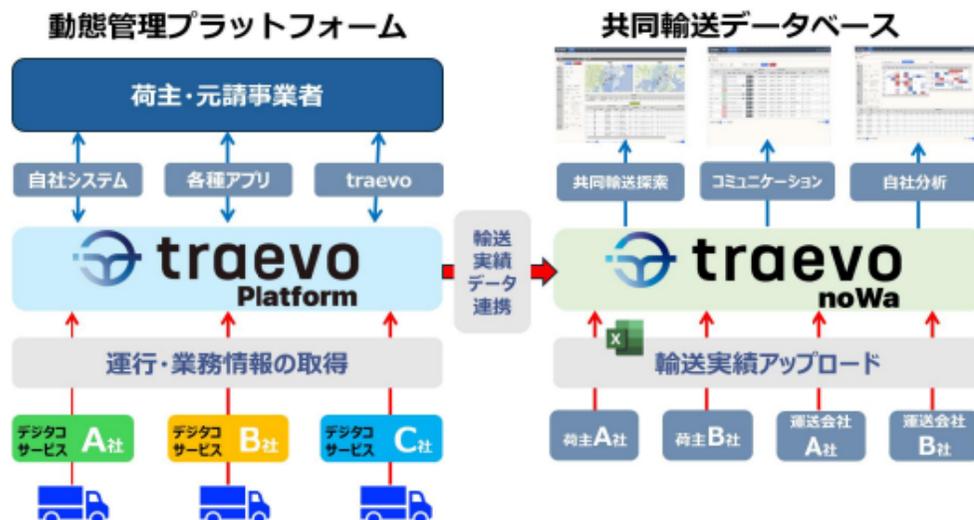
一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会 事務局、(株)traevo

物流の需給問題解決へ 共同輸送マッチングシステム

【目的】 物流の需給逼迫に対し、トラック輸送での積載効率(積載率×実車率)向上として、複数の荷主が車両を共有して同じ納品先へ荷物を運ぶ「共同輸送」が有効とされている。共同輸送で生じる、他の荷主や車両を探す膨大な労力の解消の実現が目的。

【内容】 運輸デジタルビジネス協議会で運輸事業者、荷主企業、サポート企業が参加した分科会を立ち上げ、動態管理プラットフォーム(traevo Platform)を元に中長期の共同輸送相手を検索できるユニバーサルシステムを構築。利用各社が共有する物流データは、出発地と到着地の市区町村、車種、車格のみで、それを匿名加工した情報で共同輸送をマッチングする。

【効果】 2024年に実施のワーキンググループ実証実験で、各30～40%の積載効率と燃費向上、CO2排出量、拘束時間削減効果 30～40%減。



審査員コメント

- 非常に高いニーズにこたえる取組
- 参加企業も多く、連携効果が裏付けされる実績も豊富で、すでに社会的評価を獲得している

- ① 事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有
- ② 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ③ **物流改正法ご質問への回答**
- ④ 中国四国農政局からのご説明
「農林水産物・食品分野における物流生産性向上の
取組について」
- ⑤ 参考資料

今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

- **2025年4月1日** **法律の施行①**
 - 基本方針
 - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
 - 判断基準に関する調査・公表 等

特定事業者の指定に向け
荷主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉庫：保管量の把握

- **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃～** **判断基準に関する調査等**の実施

- **2026年4月1日** **法律の施行②**
 - 特定事業者の指定
 - 中長期計画の提出・定期報告
 - 物流統括管理者（CLO）の選任 等

- **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

- **2026年10月末※** **中長期計画**の提出 ※初年度のみ。2027年度以降は7月末必
- **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施

- **2027年7月末** **定期報告**の提出

Q. 特定事業者該当する場合は通知があるのか

**Q. 特定事業者に該当する場合は国から通知等があるのか。
国から通知等がないために特定事業者としての届出が漏れていた場合はどうなるのか。**

A. 自社が特定事業者に該当するかどうかは、前年度の取扱貨物重量（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）、前年度末時点の車両台数（トラック事業者）、前年度の営業倉庫在庫量（倉庫業者）の実績を把握し、指定基準値以上に該当する場合に自ら事業所管省庁に届け出る必要があります。 特定事業者の指定基準値以上に該当するかどうかは、各事業者の責任において判断しなければなりません。

特定事業者の指定に関して、国は事業者に対して指定基準値の該当性についての報告徴収や立入検査を行うことができることとなっています。特定事業者の指定基準値以上に該当するにも関わらず故意に届出を怠った場合、罰則（50万円以下の罰金）が適用される可能性もあります。

特定事業者の指定

一定規模以上の荷主・物流事業者等は「特定事業者」として指定され、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任（特定荷主及び特定連鎖事業者のみ）、定期の報告等が義務付けられます。また、努力義務の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施します。各事業者の特定事業者への指定基準値は、以下のとおりです。

特定第一種荷主

取扱貨物の重量

9万トン以上

貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物の合計の重量（各年度）

特定第二種荷主

取扱貨物の重量

9万トン以上

自らの事業に関して、次に掲げる貨物の合計の重量（各年度）

1. 運転者から受け取る貨物
2. 他の者をして運転者から受け取らせる貨物
3. 運転者に引き渡す貨物
4. 他の者をして運転者に引き渡させる貨物

特定連鎖事業者

取扱貨物の重量

9万トン以上

次に掲げる貨物の合計の重量（各年度）

1. 連鎖対象者が運転者から受け取る貨物
2. 連鎖対象者が他の者をして運転者から受け取らせる貨物

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数

150台以上

年度末において保有する事業用自動車の台数

特定倉庫業者

貨物の保管量

70万トン以上

倉庫に入庫された貨物の合計の重量（各年度）

「物流効率化法」
理解促進ポータル
サイト > 5分でわ
かる物流効率化法
の改正のポイント
から

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/5minutes/>



Q. 特定事業者の指定基準に該当する場合の
届出の方法

Q. 特定事業者の指定基準に該当する場合の届出の提出方法は。

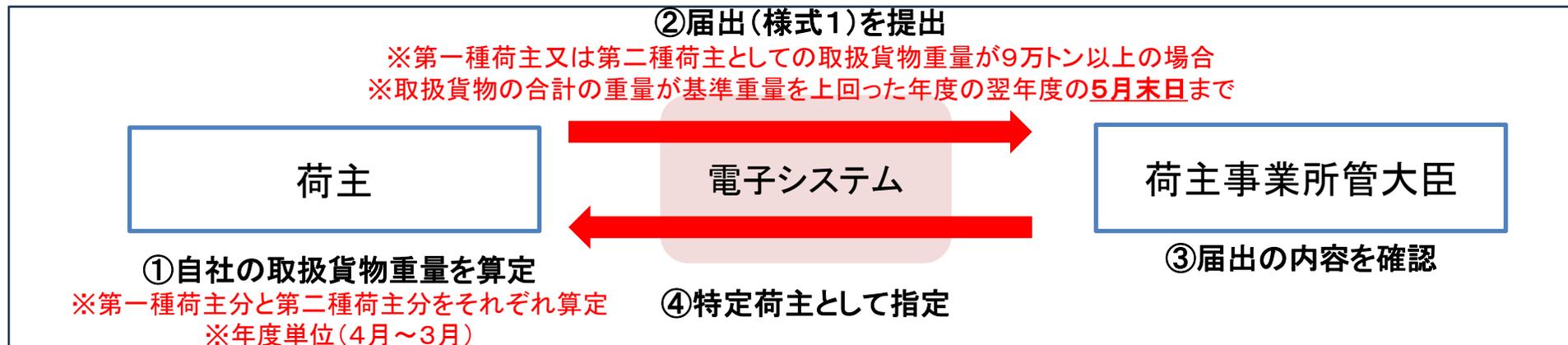
A. 特定事業者関係の届出、指定等の全ての手続は、原則として電子システムによりオンラインで行う予定としております。

電子システムによる具体的な届出方法は、令和8年3月中に「物流効率化法」理解促進ポータルサイトにてご案内予定です。実際にご利用いただく電子システムは令和8年4月1日に同ポータルサイトに掲載予定です。

電子システムによる各種の届出や報告はフォーム入力を基本として押印等は不要とし、全ての手続がシステム上で完結する形を想定しております。

なお、オンライン提出ができない場合は、Word等の形式で作成した届出や報告を所定の提出先へ郵送等によりご提出いただく想定です。

○届出の流れ

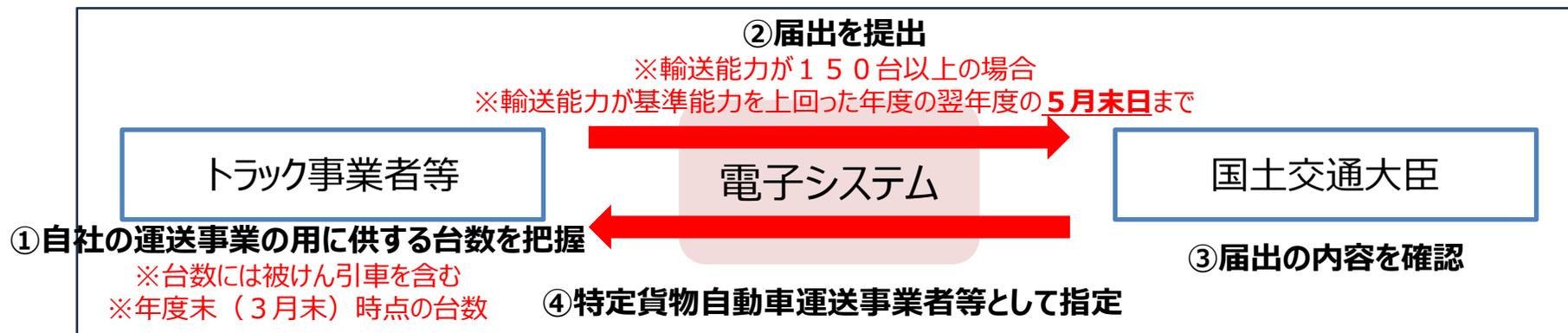


○届出のイメージ

【貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書：1. 事業者に関する事項 欄】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
第一種荷主分	主たる事業	第二種荷主分	該当する方にチェックを入れる (両方該当する場合は両方に入れる)
主たる事業の細分類			
貨物の運送の委託の状況(年度)	<input type="checkbox"/>	9万トン以上	具体的な重量の数値の記載は任意 (把握していれば記載)
貨物の受渡しの状況(年度)	<input type="checkbox"/>	9万トン以上	
備考	4月～翌年3月を1年度とする (事業者の事業年度に関わらず)		

○届出の流れ



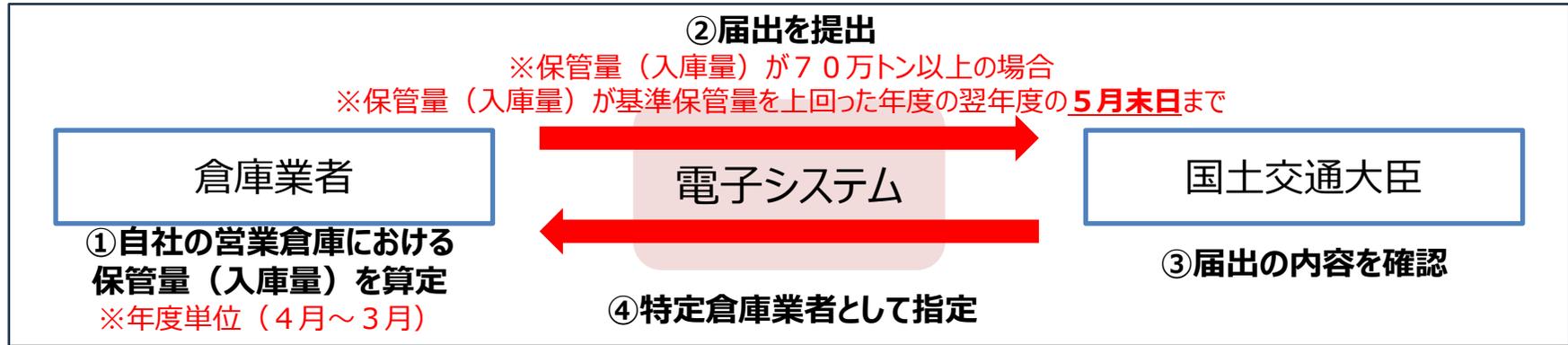
○届出のイメージ

【輸送能力届出書：1. 事業者に関する事項 欄】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地	貨物自動車運送事業者等としての 輸送能力		
輸送能力 (年度)	<input type="checkbox"/>	150台以上	具体的な台数の記載は任意 (把握していれば記載)
備考	チェックを入れる		

4月～翌年3月を1年度とする
 (事業者の事業年度に関わらず)

○届出の流れ



○届出のイメージ

【保管量届出書：1. 事業者に関する事項 欄】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地	営業倉庫において 寄託を受けた貨物の入庫量		
保管量 (年度)	<input type="checkbox"/> 70万トン以上	具体的な重量の 数値の記載は任意 (把握していれば記載)	
備考	チェックを入れる	万トン	

4月～翌年3月を1年度とする
 (事業者の事業年度に関わらず)

Q. 特定荷主と特定倉庫業者が
定期報告に記載する荷待ち時間等の
計測対象のサンプリングについて

Q. 荷待ち時間等の計測対象のサンプリングとは何か。

A. 特定荷主や特定倉庫業者自身が管理する全ての施設の全ての運行において荷待ち時間等を計測することは、費用や作業負担等の観点から、必ずしも合理的でないケースも想定されます。

このため、全施設全運行での荷待ち時間等の計測が難しい特定荷主・特定倉庫業者においては、取組の実効性の担保を前提として、サンプリング等の手法を用いて報告することを許容しています。

サンプリング（標本抽出）の最低値は以下のとおりです。

- 対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主・特定倉庫業者自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設 又は 実態を把握すべき施設
- 対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- 対象運行：原則として対象施設で対象期間中に計測した全ての運行

Q. 計測対象施設において荷待ち時間等の報告の省略が可能となるのはどのような場合か。

A. 荷待ち時間等の計測・報告の負担を合理的なものとするため、計測対象施設が以下に該当する場合については、定期報告書への荷待ち時間等の記載の省略を可能とすることとしています。

- ① 荷待ち時間等が1時間未満の場合は、荷待ち時間・荷役等時間の報告省略が可能
※1か月（計測対象期間のサンプリングを行う場合は、1つの連続する計測対象期間）の平均が1時間未満であれば報告省略が可能とします。1時間未満であることの確認方法は、計測ではなくトラック事業者や作業員へのヒアリングでも構いません。
- ② 業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合は、荷役等時間の報告省略が可能
※②の場合、「荷待ち時間」の報告を省略することはできません。
※「業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合」としては、解説書に列挙された類型のみを認めることとします。

「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き(ver.1.0)」P25～ 荷待ち時間等の計測

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf



「特定倉庫業者の物流効率化法への対応の手引き(ver.1.0)」P15～ 荷待ち時間等の計測

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001981742.pdf>



IV 荷待ち時間等の状況等

1-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方について
計測対象施設	<p>自ら管理する施設の数：工場○か所、自社倉庫○か所、直営店○か所 (①施設ごとの貨物重量を把握している場合の記載例) 当社では、2025年度において、第一種荷主としての取扱貨物の合計の重量が約30万トンあり、その半分にあたる約15万トン分の取扱貨物の運送を把握できるよう施設を選定する。施設ごとの取扱貨物重量が大きい順に選定すると、7万トンを取り扱うA工場、5万トンを取り扱うB工場、2万トンを取り扱うC工場及びD工場が計測対象となるが、D工場は荷待ち時間等がほぼ生じていないため対象から外し、代わりに1万トンを取り扱うE工場を対象に加える。</p>
計測対象期間	<p>4半期ごとに売上額が最も低い月は除外した上で、以下を計測対象とした。 ・2026年4月6日～10日 ・7月6日～10日 ・10月5日～9日 ・2027年1月11日～15日</p>
計測対象運行	<p>商品Aは、計測対象工場・倉庫において社内転送分の取扱いしかなく、各施設における取扱貨物重量の1%に満たないため、計測対象から除外する。</p>

備考 (計測対象の最低は以下のとおり……)

- ・ 対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・ 対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・ 対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

○ サンプルングを実施した場合における計測対象の考え方について

荷待ち時間等の状況等の報告にあたって報告対象を限定する場合は、対象を選定した方法について「荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について」に記載する。対象施設の選定時に考慮した各施設の取扱貨物重量や、対象期間の選定時に考慮した各月の売上金額見込みについて、詳細なデータの提出は不要（問合せがあった場合に合理的な根拠が示せばよい）。

なお、報告対象を限定しない場合は、それぞれの欄に「全ての○○」と記載することとする。

⑤ 定期報告

1 - 2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所	計測手法(任意)
1	A工場	...	①(システム)
2	B工場	...	②(受付簿)
3	C工場	...	①(システム)

1 - 3 1回の受け渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

識別	1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間(分)												
	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	荷待ち時間	25			30			35			40		
	荷役等時間	20			19			25			20		
	荷待ち時間等	-			-			-			-		
2	荷待ち時間	50			45			30			25		
	荷役等時間	40			30			25			25		
	荷待ち時間等	-			-			-			-		

備考(略)

2 1つの施設において、運行の種類ごとに1-1の「計測対象運行」、1-2の「計測手法」、付表1の「報告省略の理由」が異なる場合は、「識別」を分けて「施設の名称」の欄に施設の名称に加えて(危険物の運搬)、(危険物を含まない運搬)などその区分を特徴付ける名称を記入し、取扱いを分けることを可能とする。

6 各計測対象施設において、特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の受渡しを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を2-3にまとめて記載し、3にその旨を記載すること。

付表1 荷待ち時間等の報告を省略する施設に関する業界特性や環境の詳細

識別	省略の理由	業界特性等を踏まえ荷役等の業務に要する時間が安全性又は衛生等の観点から短縮することが難しい理由
2	①	
4	②	粘度の高い危険物であり、荷卸し・安全確認に時間を要するものとして判断基準解説書に挙げられている

備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載すること（略）

①荷待ち時間等が1時間未満 ②業界特性等の理由（荷待ち時間の報告省略のみ）

①荷待ち時間等が1時間未満の場合は、荷待ち時間等の報告を省略することが可能

※1か月（計測対象期間のサンプリングを行う場合は、1つの連続する計測対象期間）の平均が1時間未満であれば報告省略が可能とします。1時間未満であることの確認方法は、計測ではなくトラック事業者や作業員へのヒアリングでも構いません。

②業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合は、荷役等時間の報告を省略することが可能

「業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合」としては、判断基準解説書のよくある質問Q5に列挙された類型のみを認めることとします。②に該当する場合、短縮困難な荷役等時間を除いた荷待ち時間等が1時間未満であれば、①を適用することも可能です。具体的なイメージは以下のとおりです。

- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて計測し、荷待ち時間と荷役等時間の合計が1時間未満だった場合（荷待ち時間と荷役等時間の配分は問わない）
 - 荷待ち時間及び荷役等時間のいずれも報告省略が可能
- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて計測し、荷待ち時間が1時間を超えている場合
 - 荷待ち時間のみで1時間を超えている場合は荷待ち時間は報告が必要、荷役等時間は時間にかかわらず②による報告省略が可能
- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けずに計測し、荷待ち時間等が1時間未満だった場合
 - 荷待ち時間等の報告省略が可能
- 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けずに計測し、荷待ち時間等が1時間を超えている場合
 - 荷待ち時間等として報告が必要（参考情報に荷役の特性や平均的な荷役等時間について記載いただければ、定期報告確認時に考慮）

Q. 物流統括管理者の選任について

Q. 特定トラック事業者や特定倉庫業者の指定を受けた場合は物流統括管理者の選任が必要か。

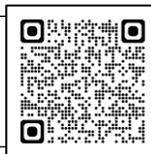
A. 物流統括管理者（CLO）の選任が義務付けられているのは特定荷主と特定連鎖化事業者のみです。

特定トラック事業者と特定倉庫業者には物流統括管理者の選任義務はありません。

Q. グループ会社内に複数の特定荷主がいる場合、物流統括管理者を一名で兼任することは可能か。

A. 一名がグループ会社内の複数事業者の物流統括管理者を兼任することは可能ですが、物流統括管理者は事業者ごとに自社の役員等の経営幹部から選任いただく必要があるため、同一人物を複数事業者の物流統括管理者として選任するためには、特定荷主に指定されるそれぞれの事業者に当該幹部が籍を置いていることが必要です。

「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き(ver.1.0)」P21～ 物流統括管理者の要件
https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf



Q. 罰則規定について

Q. 罰則規定が定められているのはどのような場合か。

A. 罰則規定が定められているのは以下に該当する場合です。

■ 100万円以下の罰金

- 特定事業者の取組が不十分であるときに当該措置を実施すべき旨の命令に違反した場合
- 特定荷主や特定連鎖化事業者が物流統括管理者を選任しない場合

■ 50万円以下の罰金

- 特定事業者の指定基準値を上回る事業者が、特定事業者の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合
- 特定事業者が中長期計画を提出しない場合
- 特定事業者が定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

■ 20万円以下の過料

- 特定荷主や特定連鎖化事業者が物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合

Q. 荷主企業の売上高から物流量を推計する方法

※合同会議取りまとめから抜粋

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者
取扱貨物の重量 **9万トン以上**
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者
貨物の保管量 **70万トン以上**
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等
保有車両台数 **150台以上**
(上位790社程度)

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) **実施時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

特定事業者指定にあたり必要な、第一種荷主及び第二種荷主の取扱貨物の重量の算定方法については、「**物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令(届出省令)**」第1条及び第5条において、以下①～⑧の内容が規定されています。

○第一種荷主（届出省令第1条）

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ **売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額**
- ⑥ 第二種荷主としての重量÷第一種荷主としての重量（たとえば卸が出荷量を入荷量と同量として推計する方法）
- ⑦ 運送契約又は物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

○第二種荷主（届出省令第5条）

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ **売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額**
- ⑥ 第一種荷主としての重量÷第二種荷主としての重量
- ⑦ 物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難である認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

荷主企業の売上高から物流量を推計する方法

[トップ](#) > [調査研究](#) > [荷主企業の売上高から物流量を推計する方法](#)

本ページの概要と目的

荷主企業が自社の売上高から物流量を推定するための「物流原単位」について解説しています。この資料は、製造業、卸売業、小売業の各業種における出荷量および入荷量の原単位および年間貨物輸送量が9万トンに達する年間売上高の基準値について参考となる情報を提示することを目指しております。今回、全国貨物純流動調査（物流センサス）が提供している産業業種別出荷額・販売額1万円当たりの重量情報（以下、物流原単位）を補足する目的で、上場企業約300社（小売業・卸売業・製造業）の公開情報をもとにAIを用いて独自に分析しました。その結果から得られた、業種別の「物流原単位」とその「ばらつき（標準偏差）」について解説しています。

特定荷主の基準である「9万トンボーダーライン」という物流量の目安とし

お役立ち情報

調査研究

[物流コスト調査](#)[アンケート調査](#)[JILS総研レポート](#)[物流システム機器生産出荷統計](#)[ロジスティクスコンセプト2030](#)[荷主企業の売上高から物流量を推計する方法](#)[調査研究一覧へ戻る](#)

荷主企業の売上高から物流量を推計する方法

業種ごとに物流原単位(kg/万円)、9万トンを超える売上額の目安を推計。
対象となる荷主事業者に対し個別に連絡・説明もしているとのこと。

製造業・卸売業における物流原単位（物流センサスより）

業種	出荷額・販売額1万円当たり 出荷量(kg/万円)	出荷額・販売額1万円当たり 入荷量(kg/万円)	第一種荷主9万トン ボーダー(億円)	第二種荷主9万トン ボーダー(億円)
【製造業】				
食料品製造業	30.33	35.45	296.76	253.89
飲料・たばこ・飼料製造業	61.69	63.20	145.89	142.40
繊維工業	10.45	11.07	860.84	813.10
木材・木製品製造業	84.15	96.37	106.95	93.39
家具・装備品製造業	19.30	19.94	466.24	451.37
パルプ・紙・	62.67	77.29	143.60	116.45

小売業の出荷量原単位調査結果（詳細データ）

分類	サンプルサイズ	物流原単位(kg/万円) 平均値(μ)	標準偏差(σ)	9万トンボーダーライン
上場小売業 120社	120社	7.05	7.91	1,277億円
食品を扱う小売業	81社	8.78	8.70	1,025億円
食品を扱わない小売業	39社	3.44	4.10	2,613億円

食品扱いのある小売業の詳細

業種	サンプルサイズ	物流原単位(kg/万円) 平均値(μ)	標準偏差(σ)	9万トンボーダーライン
食品をメインとする小売業	36社	10.27	6.92	877億円
外食業	13社	8.86	13.37	1,016億円